

監査請求書別紙

本件『条例に無い手当てを市職員(町会相談員)に支給している違法行為』に付いての事実証明書

陳述書

陳述者は本件請求者に同じ

埼玉県川口市 (氏名等削除)

埼玉県川口市 (氏名等削除)

埼玉県川口市 (氏名等削除)

埼玉県川口市 (村松 幹雄)

陳述内容

陳述者等は一九九八年一月二十七日、午後一時より川口市広報広聴課長等と川口市庁舎内にて面談し本件『条例に無い手当てを市職員(町会相談員)に支給している違法行為』について法的根拠の説明を求めた。これに対し広報広聴課長は概要以下の説明をした。

- ・ 条例に無い手当てを市職員(町会相談員)に支給している事実を認めた。
- ・ 手当支給の法的根拠の説明は不十分であり我々陳述者には理解出来なかった。

この事実は川口市が川口市条例に基づかずに行なっている『市条例に無い手当てを市職員(町会相談員)に支給している違法行為』が原因であると判断した。

右、事実に基づき陳述する。

1998年2月10日

川口市監査委員様

『条例にない手当を市職員(町会相談員)に支給している違法行為』

私達は川口市の行政が一般市民から見ても、他の市の市民から見てもおかしい事はおかしいと判断される自治体であって欲しいと願っている。また私達は特定政党、党派等とは関係の無い市民であり常に市民の立場で川口市を考え発言をしたいと思っている。時間に制限があるので要点のみを陳述する。

尚、本件については別紙、事実証明書のとおり広報広聴長等より説明を受けている。

1、本件「条例にない手当を市職員（町会相談員）に支給している違法行為」の事実について。

川口市は管理職、一八六名に対し条例にない手当、月額三千五百円を支給している。これは給与条例主義による規制に反した給与であり法的根拠のない《ヤミ給与》であり違法である。

2、本件に関する法的構造について。

- 1、地方自治法第二条十二項「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいてこれを解釈し、及び運用するようにしなければならない。
- 2、地方自治法第二百四条三項「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」
- 3、地方自治法第二百四条の二「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することが出来ない」
- 4、地方公務員法第二四条第六項「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める」
- 5、地方公務員法第二五条一項「職員の給与は、前条第六項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。又、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない」
- 6、地方公務員法第三五条「...当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」

3、「謝礼」名目の支出は違法である。

本件に関する広報広聴長等の説明及び一部新聞の報道によると市のコメントとして『職務外の活動に対する謝礼として支給している・・・』とある。『謝礼』に付いては行政実例(昭和34、5、12)に『職員が講演等を依頼された場合の謝礼金は

給与とは認められない』と示されている。

しかし本件は課長補佐以上の職員、一八六名に『町会相談員』の名称をもって月額3,500円を毎月支給しているものであり『職員が講演等を依頼された場合・・・』には該当しない事例であり市の言う「謝礼」名目での支給は違法行為である。

また、自らのポケットマネーを渡すような感覚で「謝礼」として公金を条例に基づかずに支給することは許されず、明らかに違法行為である。

〈自治法二百四条三項、同条二、地公法二四条六項、同二五条一項に違反〉

4、「管理職手当」以外の「休日勤務手当的、夜間勤務手当的な意味合いの給与」は違法である。

本件は一九六九年から実施され現在、課長補佐以上の職員一八六名が『町会相談員』として月額三千五百円が支給されているとの事である。しかし管理職には管理職手当が支給されている。

管理職手当は管理又は監督の地位にある職員の職について月額で支給され、一般の職員とは異なり勤務実績を時間で測定することが難しいため支給されるものであり、管理職手当の支給を受ける職員は時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当は支給されない事は当然である。説明によれば「夜間、休日等に町会に呼ばれる事もある、また一ヶ月間何も無い事もある」との事であり、言わば休日勤務手当的、夜間勤務手当的、ご苦労様手当的な意味合いを強く感じさせる。

管理職手当以外にこのような意味合いの「職務外の活動に対する謝礼」という給与は条例に無い《ヤミ給与》であり違法である。

過去の裁判例でも給与条例主義に違反する給与であり違法無効であるとして住民の請求が認容されている判例と同様の事例と判断されるものである。(3、の法違反に同じ)

5、「職務外の活動」は「職務に専念する義務」に違反する。

一部新聞報道によれば市は「職務外の活動に対する謝礼として支出している。画期的な制度だ」としている。しかし地方公務員法第三五条には「職務に専念する義務」が明記され「・・・当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と定められている。

市の発言は「職務に専念する義務」を無視し「職務外の活動」を行い、これに《ヤミ手当》を支給している違法行為である。(地方公務員法第三五条に違反)

6、給与条例主義により規制されている手当の限定列举内容。

法第二百四条第二項には地方公共団体の常勤の職員に対して条例により手当を支給できるが同項により以下のように限定列举されている。

【扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、僻地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業改良普及手当、災害派遣手当、退職手当】がある。また同条三項には先に述べたとおり「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と記されているが本件は法第二百四条第二項に違反し、また同条三項にも違反し給与条例に無い違法な手当である。

7、本件支出の違法性。

地方公共団体職員に対する給与は条例に基づかずには支給できないことは明確に定められている。根拠となる法的構造は2、に述べたとおり明確に定められている。

しかし川口市が給与条例主義を無視し条例に基づかずに手当を支給している事実は社会通念を逸脱しているばかりか、明らかに違法、脱法行為である。

8、監査委員に対する要望。

最後に監査委員に対する要望を述べる。本件は監査の実効が問われる大きな問題でもある。三十年近くも本件ヤミ給与が指摘されなかった事は市民として啞然とせざるをえない、私達は監査結果の根拠を法的解釈により示すよう毎回要求しているものであり、今回も同様に監査委員各位に要求する。

監査委員各位は法の解釈にあたり現実に法を合わせ解釈する事無く、法を法として正確、且つ明確に解釈され本件違法行為についての法的判断を明示さるようお願い私の陳述を終わる。

以上